

| 質問番号 | 該当資料名 | 項     | 番号    | 質問項目                | 質問の内容                                                                                                                                                                                                     | 回答                                                                                                                                                                         |
|------|-------|-------|-------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 募集要項  | 2     | 4     | 目標指標の根拠について         | 令和9年度を年間 16,700人としているが、7年度が11,946人だったことを考えると、どのように考えてそうなのか？<br>また、有料利用者アンケートの満足度90%以上を市が定めるのはおかしくないか？<br>アンケート回収数とイベント回数も同様で、市が定めるのはどうなのか？<br>前提として万人が喜ぶ施設であれば問題ないが、老朽化等設備面での不備および不利を指定管理者に転嫁しようとしているのでは？ | 過去の野営場利用者数実績の平均値を基準に、別府市観光動態要覧の総観光客数の推移率等を参考に、算出いたしました。<br>目標指数の設定や具体的な項目、数値については、市が定めた別府市指定管理者制度運用ガイドラインや要綱を決定する指定管理候補者選定委員会での意見、過去の参考数値等に基づいて決定いたしました。                   |
| 2    | 募集要項  | 2     | 6     | ネーミングライツについて        | 全体としての志高湖という名称を従前通り使用し、キャンプ場部分のみに独自名称を用いる場合は必要ないということでもいいか？<br>また、参考までに現状の金額を教えてください。                                                                                                                     | 原則、市の公の施設について、独自名称を用いることは出来ません。志高湖野営場についても同様です。<br>独自名称を用いることが出来る場合は、市がネーミングライツ・パートナーを公募し、パートナーとして決定した場合に限ります。<br>現在のネーミングライツ料は、ネーミングライツ・パートナーとの契約金額に関する事項のため、回答を差し控えます。   |
| 3    | 募集要項  | 7     | 3-エ   | 留意事項について            | 市の主催・共催及び公共団体等の催事に係る利用、占有、ポスター掲示、マスメディアの取材対応等、その他市等が行う施策に協力するとともにとあるが、一方的であり相互協力の方向が見えないがどうなのか？                                                                                                           | 市の公の施設として、事業推進や情報発信へのご協力を依頼するものでございます。これまでも、ご協力の依頼に当たっては、市から指定管理者へ都度相談を行い、指定管理業務に支障がないよう配慮しております。<br>また、市としても、志高湖への誘客のため、観光公式SNSや広告、様々な観光客誘致事業等を通じて情報発信等を行う等、相互協力を努めております。 |
| 4    | 募集要項  | 7     | 1     | 条例について（利用に係る料金について） | 別府市が条例で定める額の範囲内と記載しているが、現状範囲はなく固定となっている。また、昨今の社会情勢から鑑み、適正な料金とは思えないので改訂して上限料金として欲しいが可能か？                                                                                                                   | 市としても、適正な料金設定について、必要に応じて検討いたします。<br>なお、条例改正は議会の議決事項であることを申し添えます。                                                                                                           |
| 5    | 様式    | 第3号の2 |       | 人員配置計画書について         | 組織図に記載された職員全てについて、職種、担当する業務内容、能力・資格・実務経験年数等、雇用形態（常勤職員、非常勤職員、臨時職員、パート職員、委託職員等）、年齢層、週勤務時間、年間の人件費見込額（法定福利費等を含む一切のもの）を記載してください。」とあるが、民間事業について踏み込みすぎではないか？                                                     | 本様式は、市が定めた別府市指定管理者制度運用ガイドラインに基づき作成しております。提案された事業計画や収支計画に関連して、指定管理候補者を選定する上で必要な情報と認識しております。未定のものもあると推察しますが、想定される範囲で記載をお願いします。                                               |
| 6    | 募集要項  | 19    | (2)   | 衛生管理業務要領について        | 何を指しているのか？                                                                                                                                                                                                | 仕様書内の衛生管理に関する記載を指しております。                                                                                                                                                   |
| 7    | 募集要項  | 7     | 1     | 利用料金について            | 市民サービスをうたうのであれば、市民と市外民で料金に差をつけることはしないのか？                                                                                                                                                                  | 現時点で検討はしていません。<br>なお、実施に当たっては条例改正を伴うため、質問事項4と同様に議会の議決事項であることを申し添えます。                                                                                                       |
| 8    | 実績資料  |       |       | 利用者の属性について          | 市内、市外、県内、県外等のデータを知りたい                                                                                                                                                                                     | ご質問に関するデータにつきましては、保有していません。                                                                                                                                                |
| 9    | 仕様書   | 2     | 3-(1) | 駐車場の解放時間について        | 冬季や天候不良時においても駐車場を19時まで一般開放しなければならないのか？冬季は17時でもいいのではないか？                                                                                                                                                   | 原則、冬季も19時までの一般開放を想定しておりますが、警備等の運営方法も踏まえて、指定管理者と協議の上、運用を検討決定いたします。                                                                                                          |
| 10   | 仕様書   | 2     | 4-(1) | 料金収受について            | 利用料金の収受についてキャッシュレス対応とあるが、指定管理業務だけで自主事業には関係ないということでもいいか？                                                                                                                                                   | お見込みのとおりです。                                                                                                                                                                |

| 質問<br>番号 | 該当資料名 | 項  | 番号    | 質問項目     | 質問の内容                                                                     | 回答                                                                                                                                                                                                    |
|----------|-------|----|-------|----------|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11       | 仕様書   | 5  | Ⅱ-9   | 修繕について   | 見積額一件30万円未満は指定管理者負担となっているが、金額が大きすぎないか？他市町との例では10万円で行っている                  | これまでの指定管理者及び市の負担実績等を踏まえ決定しております。見積額一件30万円未満については、原則指定管理者の負担としますが、修繕の内容等に応じて市と指定管理者が協議のうえ、決定します。                                                                                                       |
| 12       | 仕様書   | 別添 |       | 施設設備について | 電気の総容量を教えてください                                                            | 志高湖園内の電灯主幹ブレーカーは150A、動力ブレーカーは100Aで設置しております。                                                                                                                                                           |
| 13       | 仕様書   | 2  | 3-(1) | 開場期間について | 野営場の開場期間については承認を得て変更、休場日を指定することができるとあるが、野営場だけでなく、駐車場を含む公園全体の休場日としても設定可能か？ | 駐車場を含む野営場全体の休場日としても設定可能ですが、野営場を休場することができるときには、別府市営阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場の設置及び管理に関する条例第2条第1項の場合に限ります。<br>なお、野営場の敷地内にある駐車場及びトイレについては、志高湖に隣接するフォレストアドベンチャー・別府も使用しているため、別途、指定管理者とフォレストアドベンチャー・別府で協議を行う必要がございます。 |
| 14       | 募集要項  | 6  | 2     | 自主事業について | 湖の中で、スワン以外のアクティビティを自主事業として実施することが可能か、その条件を教えてください                         | 現在、ボート又はペダルボートの利用料金が条例で定められているため、類似する事業については、自主事業での実施は不可となります。<br>その他の湖を活用した自主事業の実施については、関係法令の確認や、水利組合への協議等の上、判断を行う必要がございます。                                                                          |
| 15       | 仕様書   | 別添 |       | 施設設備について | トイレや炊事場の増設（新設）の考えはあるのか？                                                   | トイレ及び炊事場の増設（新設）は現時点では予定しておりませんが、トイレの改修（洋式化）については、随時実施しております。                                                                                                                                          |